

技術者のための会計・税務の話

■ 塚田洋一税理士事務所 塚田洋一

この記事では、技術系の個人事業者の皆さんの参考になる会計・税務に関することを紹介していきます。

インボイス制度とは

この10月から消費税のインボイス制度が導入されます。

すでに知っている方も、なんとなくでしか知らない方も、今一度、どのような制度なのか確認してみましょう。

■消費税のしくみ

事業者が納付する消費税額は、あえてザックリ説明すると、次の計算になります。

$$\text{納付消費税額} = \text{売上消費税額} - \text{仕入消費税額}$$

たとえば、

売上 10,000円、消費税額 1,000円
仕入 7,000円、消費税額 700円

とすると、「1,000円-700円=300円」が、事業者が税務署に納付する「消費税額」になります。

単純に売上の10%を納めるのではなく、「仕入に対応する消費税額」を差し引きます(仕入税額控除)。

この売上には、商品の売上だけでなくサービスの提供などが含まれ、仕入には、商品の仕入だけでなくサービスの受領や各種経費の支払いなどが含まれます。

■インボイス制度

これまでは、取引先からの請求書があれば、この仕入税額控除を受けられました。(図1)

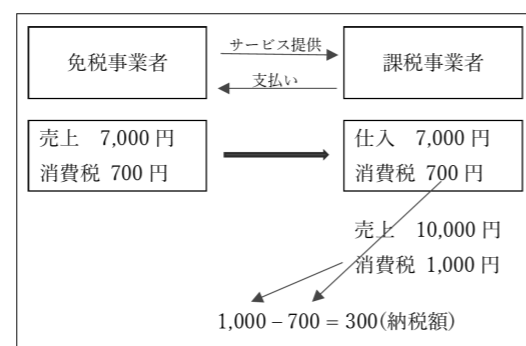


図1 インボイス導入前

しかし、インボイス制度の導入後は仕入税額控除を受けるためには、仕入先から交付を受けた「適格請求書」(インボイス)が必要になります。(図2)

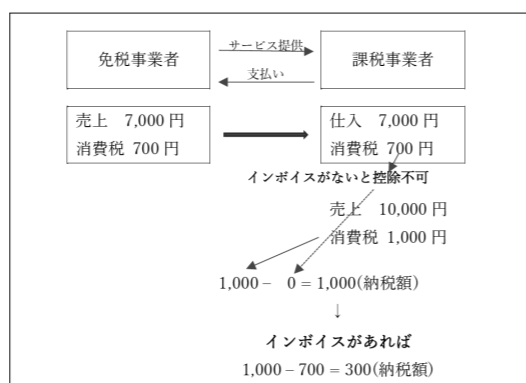


図2 インボイス導入後

このインボイスは誰でも発行できるわけではなく、適格請求書発行事業者として登録を申請して登録を受けた事業者のみが発行できます。

免税事業者はどうなるのか

「自分は消費税の免税事業者だから関係ない」と思う方もいるかもしれませんが、そうでしょうか。

■10月以降の免税事業者は

基準期間(その事業年度の前々年)の課税売上高が1千万円以下の小規模事業者については、原則として消費税の納税義務が免除されており、インボイス制度導入後も、この免税事業者の規定に変更はありません。

しかし、10月以降も免税事業者のまま続けるかどうか、一度考えてみる必要があるようです。

*

ここで、取引先である課税事業者の立場で考えてみましょう。

インボイス制度が始まると、仕事の発注先が「適格請求書発行事業者」でない場合、課税事業者である発注元はインボイスが入手できないため「仕入税額控除」ができず、発注元は納付する消費税額が増えることになります。

そのため、仕事を発注している取引先からインボイスを求められる可能性があります。

この場合、受注者である免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請すれば、インボイスを発行できるようになり、その発注元の要望に応えることができます。(前掲図2)

一方で、その受注者は今まで消費税の納税義務がなかったところ、「適格請求書発行事業者」になることで消費税の納税義務が生じるというデメリットがあります。

納税義務があるということは、納税額の計算を行ない、申告書を作って消費税を納付する必要があるということです。

■登録申請するのがいいのか

取引先への影響などを考えると、やはり免税事業者から課税事業者(適格請求書発行事業者)になった方がいいのでしょうか。しかし、それはケースバイケースだと思います。

*

たとえば、地元商店街の美容院や学習塾などでは、取引先の100%が事業者でない個人であることが多く、その個人の仕入税額控除を考えると必要はありません。

つまり、そのような美容院や学習塾は免税事業者のままでも影響がないと考えられます。

それに対して、取引先に仕入税額控除をする事業者がいる場合には、検討が必要になると思います。

*

一般論としては、次の取引先のみ場合は免税事業者のままでも影響はないと考えられます。

- ・取引先が一般消費者の場合
- ・取引先の事業者が免税事業者の場合
- ・取引先の課税事業者が「簡易課税制度」を選択している場合

*

いずれにしても、現状の取引先について一通り確認し、必要に応じて取引先である事業者を確認して見る必要があるでしょう。

インボイス発行事業者の登録

インボイス発行事業者の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

登録されると、Tから始まる13桁の登録番号が付与されて、10月1日からインボイス発行事業者になります。

それとともに消費税の課税事業者になり、いくつかの義務が生じます。

たとえば、取引先からインボイスを求められた場合に発行する義務が生じ、発行するインボイスには、13桁の登録番号の他、定められた内容を記載する必要があります。

今回は、登録についてお話しします。

【筆者プロフィール】

塚田洋一税理士事務所 塚田洋一(つかだよういち)

▼上場食品メーカーに勤務後、税理士事務所を開業。▼技術者マインドを理解できる税理士として活動中。